

<津波防災地域づくりに関する法律> (平成23年12月14日)

目的 (法律第1条)

- 津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国による基本指針の策定、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めるもの。

国 津波浸水想定の設定の基本指針の策定 (法律第3条第2項)

<基本指針 (H24.1.16)>

最大クラスの津波の断層モデルの設定等については、高度な知見と広域的な見地を要することから、国において検討し都道府県に示す。

県 津波浸水想定の設定 (法律第8条)

- 県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定の設定
- 国土交通大臣に、情報の提供、技術的な助言等を求めることができる。
- 関係機関への説明
- 津波浸水想定公表
- 国土交通大臣に報告

法の定める基本指針に基づく
「最大クラスの津波の断層モデル」
の提示 (平成26年8月)

「日本海における大規模地震に関する調査検討会」

事務局：国交省
内閣府 (中央防災会議事務局)
文科省 (地震調査研究推進本部事務局)

国 社会資本整備審議会河川分科会意見聴取 (法律第8条)

- 必要があれば、県知事に勧告を実施

〇「津波災害警戒区域」(イエローゾーン)

…都道府県知事が指定することができる。

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域

〇「津波災害特別警戒区域」

…都道府県知事が指定することができる。

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、一定の開発行為・建築を制限すべき区域

オレンジゾーン…病院・社会福祉施設等について、

病室等の居室の床面の高さが津波の水深以上であること。

レッドゾーン …住宅等の居室の一部が津波の水深以上であること。

※ レッドゾーンは、市町村が条例で定めるもの。

